

総合窓口業務等委託事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

四街道市

総務部窓口サービス課

総合窓口業務等委託事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の説明

(1) 事業名称

総合窓口業務等委託事業

(2) 事業概要

本事業は、市民サービスの利便性の向上に努めることと、総合窓口業務等の円滑な処理及び経費の削減を図ることを目的に、住民基本台帳等業務の異動入力処理と各種届出書・証明書の受付及び作成、総合案内における庁舎内の案内等を民間委託するものです。

本事業の事業者選定にあたっては、知識、経験、実績、価格等の比較により評価し、受託候補者を決定するものです。

(3) 事業内容及び要求仕様書

別添「総合窓口業務等委託事業仕様書」のとおりとします。

(4) 事業期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで ※長期継続契約

(5) 事業の場所

四街道市役所総務部窓口サービス課

(6) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約とします。

(7) 予算限度額

(ア) 予定総予算限度額

① フロアサービス業務及び総合窓口業務に係る額
112,431,000円（消費税相当額を含む。）

② 総合案内業務に係る額
15,332,000円（消費税相当額を含む。）

(イ) うち令和7年度予算限度額

① フロアサービス業務及び総合窓口業務に係る額
26,681,000円（消費税相当額を含む。）

② 総合案内業務に係る額
3,639,000円（消費税相当額を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示す金額となっていることにご留意ください。

(8) 事務局

(ア)担当部署 四街道市役所総務部窓口サービス課窓口係

(イ)連絡先 住所 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
電話 043-421-6108
FAX 043-424-2014
メール yjyumin@city.yotsukaido.chiba.jp

(9) 企画提案書及びプロポーザル時における言語、通貨及び単位等

(ア)言語 日本語

(イ)通貨 日本国通貨

(ウ)単位 計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

2 参加資格、参加表明

(1) 参加資格

本事業のプロポーザルに参加希望する事業者は、令和7年4月21日現在において次の要件のすべてを満たすものとします。

(ア)四街道市一般（指名）競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(イ)四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和3年4月1日制定）に基づく指名停止または四街道市契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年4月1日制定）に基づく指名除外を令和7年4月21日から受託候補者決定の日までの間に受けていないこと。

(ウ)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(エ)次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を超過しない者、又は前6ヶ月以内に手形もしくは小切手を不渡りした者。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、四街道市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

③ 警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

※必要に応じ、提出された書類等に基づき警察に照会する場合があります。

(オ)プライバシーマーク使用許諾もしくはこれと同等の個人情報保護に関する認証を受けていること。

(カ)最近1年間の国税、都道府県民税及び市町村税を滞納していないこと。

(2) 参加表明

本事業への参加を希望する事業者は、下記（ア）に掲げる書類を提出し、参加表明を行うものとします。

(ア)提出書類及び提出部数

次の各号に掲げる書類を番号順に一綴りにし、原本1部、写し9部を提出してください。

- ① 様式1「参加表明書」
- ② 様式2「総合窓口業務等委託請負実績一覧表」
- ③ 様式3「秘密保持誓約書」
- ④ 様式5「使用印鑑届兼委任状」※代理人が提出する場合又は代表者以外の印を使用する場合のみ提出が必要です。
- ⑤ 様式6「見積書」
- ⑥ 見積内訳書 ※A4版の任意様式とし、「フロアサービス業務及び総合窓口業務に係る額」と「総合案内業務に係る額」に分けて積算の内訳を記載してください。
- ⑦ 企画提案書 ※本要領「4 企画提案書等作成上の注意」を参照してください。
- ⑧ プライバシーマーク使用許諾またはこれと同等の個人情報保護に関する認証を証明するもの

(イ)提出期限

令和7年5月12日(月) 17時00分まで(必着)

※様式4「質問書」の提出期限は本要領「3 質問及び回答(1)(ア)提出期限」によります。

(ウ)提出方法

事前に電話確認の上、本要領「1 事業の説明(8)事務局」に持参してください。郵送での提出の場合は書留郵便とし提案書在中と朱書きしてください。

※提出可能時間は、平日8時30分から17時15分までとします。

(エ)参加辞退

参加表明後に辞退する場合は、令和7年5月14日(水)までに様式7「参加辞退届」を提出してください。

3 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問は、様式4「質問書」により提出することとします。

(ア)提出期限

令和7年4月28日(月) 17時00分(必着)

(イ)提出方法

事務局メールアドレス宛に電子メールに添付して提出してください。件名は【[代表参加者名]: 総合窓口業務等委託質問書】とします。なお、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXでの提出を可とします。

電子メールまたはFAX送信後は、事務局に電話による確認連絡を行うようお願いします。

※電話及び直接来庁による質問には回答できません。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和7年5月7日(水)までに四街道市ホームページで公開します。なお、質問に対する回答は、本要領及びその他配布された提供資料の追加または修正として取り扱います。

4 企画提案書等作成上の注意

(1) 企画提案書について

別添「総合窓口業務等委託事業企画提案書等作成要領」に定めるとおりとします。

(2) 提案のための費用負担

本事業企画提案に要する費用は、すべて事業者の負担とします。

(3) 企画提案書等の提出辞退

企画提案書等の提出を辞退する場合は、令和7年5月14日（水）までに様式7「参加辞退届」を提出してください。なお、辞退により今後の四街道市（以下「当市」という。）の事業において不利益な扱いを受けることはありません。辞退する場合は本事業で当市から提供した資料は複製分も含めて廃棄して復元できない状態にしてください。

(4) 当市からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがありますのでご了承ください。

(5) 企画提案書の取扱

(ア) 企画提案書等提出後における提出物件の内容の追加または変更は原則として認めません。

(イ) 提出された企画提案書等は、一切返却しません。

(ウ) 提出された企画提案書等は、審査等の過程において複製することがあります。

(エ) 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則公開しないものとしますが、四街道市情報公開条例の規定に基づき、開示請求者に開示することが考えられます。企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないよう留意し、当該情報が含まれている場合には、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じることとします。

5 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

提案書の内容により、総合的に審査します。評価の結果が上位3者を最終審査（提案プレゼンテーション）の審査対象として選出します。

(2) 最終審査（提案プレゼンテーション）

市長が庁内に設置する選定委員会において、提案プレゼンテーションと企画提案書等の内容から、総合的に判断し、受託候補者及び次点の受託候補者を選定します。なお、提案書内容と著しく異なる事実が判明した場合は、失格または減点することがあります。

(ア) 提案プレゼンテーション実施概要

詳細な日程及び場所については、別途お知らせすることとします。

- ① 日時 令和7年5月23日（金） 約30分を各事業者に割り当て
- ② 場所 四街道市役所（当市指定場所）
- ③ 人数 4名以内
- ④ プレゼンテーション時間
 - ・提案者からの説明時間として、20分以内
 - ・四街道市からの質問時間として、10分以内
- ⑤ 機器類の準備

機器類の使用が必要な場合は、事前に事務局に連絡してください。
（必要な機器は提案者が準備してください。）

(5) 審査結果通知

一次審査結果は、令和7年5月16日（金）までに結果の如何にかかわらず書面にて通知します。

最終審査結果は、令和7年5月26日（月）までに結果の如何にかかわらず書面にて通知します。

(6) その他

審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないこととします。なお、選定されなかった者については、選定されなかった理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式任意）により請求してください。

(7) 有効な提案者が1者のみの場合

有効な提案者が1者のみの場合でも一次審査（書類審査）及び最終審査（提案プレゼンテーション）による審査・評価を実施し、評価が一定水準に達しない（全委員の評価点の合計が満点の6割未満）場合は受託候補者として選定しません。

6 審査選定後における辞退

審査において受託候補者に選定された者が正当な理由なく契約を辞退する場合等、不誠実な行為を行った場合は、四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止等の処分を行う場合があります。

7 契約方法

提出された企画提案書等、提案プレゼンテーションの内容に基づき、当市と受託候補者にて詳細設計及び契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結します。契約書については、別途添付する契約書（案）を使用することとします。なお、受託候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点の受託候補者との協議を行うものとします。

契約手続は、四街道市財務規則に定めるところにより行います。なお、契約締結後において受注者に本提案における失格事由、不正または虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、当市は契約を解除できるものとします。

8 別添様式等

- (1) 様式1「参加表明書」
- (2) 様式2「総合窓口業務等委託請負実績一覧表」
- (3) 様式3「秘密保持誓約書」
- (4) 様式4「質問書」
- (5) 様式5「使用印鑑届兼委任状」

※代理人が提出する場合又は代表者以外の印を使用する場合のみ提出が必要です。

- (6) 様式6「見積書」
- (7) 様式7「参加辞退届」

9 実施スケジュール

項 番	内 容	期 間
1	実施要領の公表	令和7年4月22日（火）
2	質問受付	令和7年4月22日（火）から 令和7年4月28日（月）17時00分まで（必着）
3	質問回答	令和7年5月 7日（水）
4	応募締切	令和7年5月12日（月）17時00分まで
5	辞退届締切	令和7年5月14日（水）
6	一次審査（書類審査）	令和7年5月16日（金）
7	一次審査結果通知	令和7年5月16日（金）（予定）
8	最終審査 （プレゼンテーション）	令和7年5月23日（金）（予定）
9	最終審査結果通知	令和7年5月26日（月）（予定）
10	受託事業者から見積徴収	結果通知日から7日以内に実施予定
11	契約締結日	見積徴収日から7日以内に締結予定 ※契約施行日7月1日（火）
12	業務引継期間	契約締結日から令和7年6月末日まで